大和高田市政における公正な職務の執行 の確保に関する条例(仮称)案の概要

平成23年2月大和高田市

目次

条例の制定に当たって

I 公正な職務の執行の確保に関する条例

- 1. 大和高田市政における公正な職務の執行の確保に関する条例(仮称)案の逐条解説
- 2. 大和高田市政における公正な職務の執行の確保に関する条例(仮称)案
- 3. 大和高田市政における公正な職務の執行の確保に関する条例(仮称)施行規則案

Ⅱ 公益通報制度・特定要求行為への対応

- 1. 事務の流れフロー
- 2. 具体的対応要領

Ⅲ 関係資料

- 1. 公正な職務執行の確保のためのコンプライアンス・マニュアル (仮称)
- 2. 委員名簿

条例の制定に当たって

社会経済情勢の急激な悪化に伴う地方公共団体の財政状況の悪化により、事務事業を執行していく上での予算上の制約が大きくなる中で、市民のニーズを的確に把握し、限られた予算をより効果的に配分し、市民の理解を得ながら行政を推進していくためには、それに携わる職員が、法令を遵守し、公正に職務を執行することによって市民から信頼されるものでなければなりません。しかしながら、全国的には特別職を含む自治体職員の不適切な職務執行の事例が多発しており、これを防止するためには、職員の法令遵守及び倫理の保持について組織的に取り組む体制を整備する必要があります。

本市においては、平成15年度に「大和高田市不当要求行為等の防止に関する要綱」を、平成19年度に「業務に関する要望等に対する職員の対応要綱」を制定し、職員に周知徹底を図るとともに、不当要求行為等、業務に関する要望等に対して組織的に取り組むことにより公正な職務の執行に努めてきたところですが、前述した状況を踏まえ、要綱で定めた不当要求行為等、業務に関する要望等に対する組織的対応を条例化することにより、職員はもとより市民に対し法令の遵守に組織的に取り組む体制を明らかにすることによって、市民から信頼される市政の確立を図るものです。

I 大和高田市政における公正な職務の執行の確保に関する条例(仮称)案の逐条解説 題名

大和高田市政における公正な職務の執行の確保に関する条例

【庁内検討会議後案】

【解説】

職員が職務に係る法令を遵守し、及び倫理を保持する体制整備を図り、また、公益通報制度、特定要求行為の記録・公表制度を創設するとともに、不当要求行為には組織的にきぜんとした対応を執ることにより透明性の高い「公正な職務の執行を確保」することこそ、市民に信頼される市政を確立し、市民の利益を保護することであると考え、この条例の題名を「大和高田市政における公正な職務の執行の確保に関する条例」としたものである。

なお、先進他市の条例の題名としては、次のようなものがある。

【先進他市の条例の題名】

生駒市法令遵守推進条例 甲賀市法令遵守の推進条例 寝屋川市法令遵守に関する条例 奈良市法令遵守の推進に関する条例 呉市における法令遵守の推進に関する条例 新潟市における法令遵守の推進等に関する条例 新発田市政における法令遵守の推進等に関する条例 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例 旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例 信頼される市政のためのコンプライアンス条例(石巻市) 長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、職員の職務に係る法令遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、市政の透明化を推進するとともに、公正な職務の執行を確保することにより、市民の負託にこたえ、信頼される市政を確立し、もって市民の利益を保護することを目的とする。

【趣旨】

この条は、条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈及び運用の指針となるものである。

【解説】

近年、民間企業でもコンプライアンス経営ということが盛んに言われているが、本市においても組織を健全に運営していくために法令遵守体制の確立が必要となっている。ここにいう法令遵守とは、市が組織として、法令などの規範と調和を図りながら健全な行政運営をしていくための仕組みのことであり、そのための組織としての体制を整備し、これにより本市において透明性が高く、かつ、公正な職務の執行を確保することにより、市民の負託にこたえ、信頼される市政を確立し、もって市民の利益を保護することを目的とする。

自治体の職員が法令を遵守し、公正な職務を執行するのは当然のことであるという議論もあるが、法令遵守体制を組織文化として浸透させていくには、地方公務員法にある服務基準だけをよりどころとするのではなく、それを守るために必要な制度を設け、組織として長期的な視点を持って取り組む必要がある。

法令遵守体制を庁内に確立するという本市の基本方針を条例として制定し、不正防止に向けて組織的に対応する仕組みを整備していくということを、大和高田市全体としての意思として表明するものである。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

【趣旨】

この条は、条例で使用する用語の定義を定めたものである。

- (1) 職員 次に掲げる者をいう。
- ア 市の職員であって、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第3条第2項に規定する一般職に属するもの及び同条第3項に規定する特別職に属する もの(議会の議員を除く。)
- イ 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条の規定により奈良 県が給料その他の給与を負担する教員で、市に勤務するもの
- ウ その職務に係る名称のいかんを問わず、ア又はイに掲げる者に準ずる職務を行っていると認められる者

【趣旨】

この号は、特定要求行為の記録及び報告を求められるとともに、不当要求行為対策を実施していく主体となる職員の範囲について定めたものである。

【解説】

- 1 不当要求行為に対しては、組織的に対応(第12条第1項等参照)していくこととしていることから、その対応に当たっては一般職員のみならず同じく机を並べる同僚についてもともに取り組んでいく必要があるとして嘱託職員や臨時的任用職員を広くその対象とするものだが、受託者等についてはそれぞれ独立した雇用関係にある雇用者と被雇用者の契約関係の中で対応していくべき部分であり、市の条例でこれらの者をしばることは不適当との考えから除外したものである。
- 2 「職員」の定義内容については、

アに規定する「一般職に属するもの」とは、特別職を除く一切の地方公務員の職にある者をいい、いわゆる一般職の正規職員のほか、教育委員会教育長、企業職員及び臨時的任用職員を含むものである。「特別職に属するもの(議会の議員を除く。)」とは、市長及び副市長のほか、行政委員会の委員、附属機関の委員、嘱託員などの市の職員をいう。

イに規定する「**奈良県が給料その他の給与を負担する教員で、市に勤務するもの**」とは、 市立小・中学校に勤務する本市職員以外の教職員をいう。

ウに規定する「**その職務に係る名称のいかんを問わず、ア又はイに掲げる者に準ずる職務 を行っていると認められる者**」とは、次のような者をいう。

- (1) 規則、規程、要綱等により設置される市民会議等のいわゆる私的諮問機関の委員
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者

(3) ボランティア等により市の事務又は事業に従事する者であって、市職員と同一の勤務場所で職務を行うもの

(2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア職員

- イ 市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者(以下「受託者」という。) が行う当該契約に基づく事業に従事する者
- ウ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項の規定により市が指定 した者 (以下「指定管理者」という。) が行う市の公の施設の管理業務に従事する者
- エ 市が資本金、出資金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は市と密接な関係にあると認められる法人で、規則で定めるもの(以下「出資団体等」という。) が行う事業に従事する者
- オ アからエまでに掲げる者であった者

【解説】

1 「職員等」の定義内容については、

アについては、第1号に掲げる職員をいう。

イに規定する「市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者(以下「受託者」という。)」とは、個人か法人、団体等かの別にかかわらず、一般の工事請負契約や清掃などの継続的な役務提供契約、物品売買契約、顧問契約、賃貸借契約等のすべての契約を締結している者をいい、その契約が有償か無償か、一定期間継続するものか一度限りのものか等の態様を問わない。

「当該契約に基づく事業に従事する者」とは、これらの契約を基にした事業に従事する者のほか、公共工事等における下請事業者などの市と直接の契約関係にない事業者に雇用されている者についても、「受託者が行う契約に基づく事業」に従事している場合は、通報できる者に含まれることになる。(※参考公益通報者保護法(平成16年法律第122号)においては、下請事業者は制度の対象外)

ウに規定する「地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市が指定した者(以下「指定管理者」という。)」とは、私法上の契約によらず、指定管理者の指定の議決を経て公の施設の管理を行うものをいい、本来、市が行うべき事務又は事業を受託者と同様に執行するものであることからその対象とするものである。

工に規定する「市が資本金、出資金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、 又は市と密接な関係にあると認められる法人で、規則で定めるもの(以下「出資団体等」と いう。)」とは、独立した法人として自主性・独立性を有しているが、市の人的・金銭的関 与の関係上、公的性格の高い法人として、市政運営の一部を分担しているともいうべき法人をいい、具体的には公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第6号) 第2条第1項各号に掲げる団体又は法人を指す。

オに規定する「**アからエまでに掲げる者であった者**」とは、公益目的通報を行う時点において、アからエまでに該当しないが、過去においてその立場にあった者をいう。

これらの者については、労働契約関係が終了しているため、通常は、元雇用元の事業者などから不利益な取扱いを受けることはないところだが、元雇用元の事業者などから退職金を支給されている場合に、公益目的通報をした場合の不利益取扱いとして、退職金を減額・没収されることが考えられ、このような取扱いから保護するとともに、法令違反等の事実を明らかにする機会をより広く確保し、公正な職務の執行を確保するため、通報ができる者に含めたものである。

地方公務員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

- 第三条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)のすべての公務員をいう。以下同じ。)の職は、一般職と特別職とに分ける。
- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、次に掲げる職とする。
 - 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
 - 一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職
 - 一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
 - 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び 委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
 - 二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの
 - 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
 - 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
 - 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職
 - 六 特定地方独立行政法人の役員

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(3) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

【解説】

「法第6条第1項に規定する任命権者」とは、市長部局における市長のほか、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会委員長をいい、それぞれの職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものをいう。

【任命権の根拠法】

市長(地方自治法172条第2項)、議会の議長(地方自治法138条第5項)、選挙管理委員会(地方自治法193条で172条第2項を準用)、代表監査委員(地方自治法第200条第5項)、教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第7項)、公平委員会(地方公務員法第12条第7項)、農業委員会(農業委員会等に関する法律第20条第3項)、固定資産評価審査委員会委員長(大和高田市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項)

【任命権者と対象職員】

任命権者	対象職員				
市長	副市長、会計管理者、監査委員、公平委員会の委員、教育委員会の委員、出納員そ				
	の他の会計職員、職員、地方公営企業の管理者、農業委員会の委員(選挙による委				
	員を除く。)				
議会の議長	議会の事務局長、書記長、書記その他の職員				
教育委員会	教育長、教育委員会事務局の指導主事、事務職員、技術職員(社会教育指導主事を				
	含む。)、その他所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職				
	員、技術職員その他の職員及び県費負担教職員				
選挙管理委員会	選挙管理委員会の書記長、書記その他の職員				
代表監査委員	監査委員の事務局長、書記その他の職員				
公平委員会	当該委員会の事務職員				
農業委員会	農業主事その他の職員				
固定資産評価審査委員長	当該委員会の書記				

地方公務員法

(任命権者)

- 第六条 地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視総監、道府県警察本部長、市町村の消防長(特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。) その他法令又は条例に基づく任命権者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律並びにこれに基づく条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれ職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする。
- 2 前項の任命権者は、同項に規定する権限の一部をその補助機関たる上級の地方公務員に委任することができる。

(4) 法令 法律、法律に基づく命令(告示を含む。)、条例、規則その他の規程をいう。

【解説】

- 1 **「法律、法律に基づく命令(告示を含む。**)」とは、法律並びに政令、府省令及び行政委員会の規則とこれらの委任に基づく告示形式の命令をいい、国の機関が定める訓令及び通達等(法律等の委任に基づく告示形式の命令であるものを除く。)は含まない。
- 2 この条例にいう「法令」とは、条例、規則その他の規程が含まれるものとして定義している。「条例、規則その他の規程」とは、市条例、市規則及び市の各行政委員会が定める規則等のほか、市の機関が定める訓令、告示、要綱、要領その他の名称のいかんを問わず行政組織の内部的な規範をすべて網羅するものである。
- 3 法令の語の定義は、公益通報の対象となる違「法」行為の「法」とはどこまで含まれるのかという部分に大きな影響を与える。先進他市においては、国の法律、命令、告示と地方自治体の条例、規則までとしている例がもっとも多い。しかしながら、この型としたときには「職員服務規程」や「職員等の旅費支給規程」などの訓令や「住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程」などの告示等がその対象とならないこととなる。服務違反の事案については職員分限懲戒審査会という判定機関があるが、これはあくまでもその違反の程度、懲戒の有無等について判定する場であり、公益通報制度においては、これらも含めた違法事案をなるべく幅広く拾い上げることを主眼としていることから、職員服務規程違反事案であってもこの制度の対象としてすくい上げることがより適切と考えられるため、適用範囲が広いこの素案とすることとした。

「法令等」としなかった理由は、本条例素案中、「法令」に続く言葉『「法令遵守」「法令違反行為」「法令に違反すること」「法令遵守体制」「法令に関し専門知識を有する者」 「法令遵守の推進」』が多いため、定義が幅広くかかるように「法令」とすることとした。 「法令等」とする場合、「法令遵守」→「法令等の遵守」など全体的なワードの変更が必要である。

本市の情報公開条例と個人情報保護条例では、法令及び他の条例(以下「法令等」という。)と定義している。

下記のように「法令遵守」自体を定義している団体(長岡京市)もある。

「法令遵守 職員が法律、条例、規則その他現行の法令に基づいて行政を執行することを 基本に、日常業務の中で公平公正な職務の遂行について正しい選択と決断を行うことをい う。」 (5) 公益通報 職員等が、市政運営上の法令違反又は人の生命、身体、財産若しくは生活 環境に重大な損害を与える行為(不作為を含む。)が生じ、又はまさに生じようとしている と思料することについて通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害 を加える目的その他の不正の目的で行うものを除く。

【解説】

- 1 この条例に基づく「公益通報」は、あくまで本市の事務や事業の適正化に資するという公益 を目的として行われるものであって、職員個人の公務外の非違行為に関する通報や、他人に損 害を与えることを目的とするものは含まれない。「思料する」とは、思いはかるといった意味 であるが、単に思い、考えただけでなく、ある程度の根拠をもって公益を害する事実であると 考え得る程度のことが必要となる。
- 2 先進他市においては、公益通報者保護法の守備範囲である「法令違反」に加えて「条例等違反」を規定してその範囲としている市がもっとも多い。これに加えて「職員等の職務に係る倫理に反する行為(甲賀市)」、「その他社会的相当性を逸脱していることと認められる行為(滝川市)」、「その他の不当な行為(福知山市)」を対象としている市などがある。

本市においては、公益通報者保護法の守備範囲である「法令違反」に加えて「条例等違反」を規定する。

3 定義名について、既に施行済みの公益通報者保護法による「公益通報」とこの条例による「通報」の守備範囲が異なることから、あえて「公益目的通報」という語で両者を区別している団体もある。(生駒市、滝川市、福知山市、新潟市)

「不作為」とは、ある行為をしないこと又はすべきであるにもかかわらずしないことをいう。

※行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第2条第2項においては、不作為とは「行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにかかわらず、これをしないこと」とされているが、職員以外のものから求められる特別の扱いは必ずしも法令に基づく申請に限られたものではないため、その範囲を広げたものである。

(6) 特定要求行為 職員以外のものが職員に対し、その職務に関して行う特定の団体又は 個人(以下「特定のもの」という。)を他のものと比べて有利又は不利に扱うなど特別の扱いをすること(不作為を含む。)を求める行為をいう。ただし、規則で定めるものを除く。

【解説】

1 この条例にいう「特定要求行為」とは、特定の団体や個人に特別の扱いをすることを求める 働き掛けのことをいい、その働き掛けが不当であるか否かにかかわらず、「特定要求行為」に 該当する。ただし、規則で定めるものを除くとして規則(案)第3条で次のとおり定めること を予定している。

(特定要求行為から除外するもの)

- 第3条 条例第2条第6号ただし書の規定による規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 公聴会、議会、説明会等の公開の場でなされたもの
- (2) 陳情書、要望書、依頼書等の公式の書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)によるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通常の適正な職務の遂行に係るものであることが明らかであるもの (その態様が暴力的行為、どう喝、威嚇その他の職員の公正な職務の執行を妨げるものを除く。) (大和高田市政における公正な職務の執行の確保に関する条例(仮称)施行規則案)

また、特定の団体や個人から特別の扱いをすることを求められたとしても、職員の通常の説明により要求を止めた場合は、職員としての説明責任を果たすことにより相手方の理解を得たものであり、通常の職務の遂行によって解決したものであるため特定要求行為に該当しないこととなる。

2 「特定要求行為」とは、「不当要求行為」という概念のみでは各所管が問題事案と判定するのをためらってしまうというおそれがあることから「特定要求行為」という不当要求行為より範囲の広い概念を新たに設けることによって、問題事案が軽易な事案として各所管のみの枠にとどまることのないよう幅広くすくいあげやすくなるような仕組みをとっている。具体的には「特定要求行為」を職員に対し、その職務に関し、特定の団体又は個人を他者と比べて有利に扱うなど特別の扱いをすることを求める働き掛けとし、「不当要求行為」を特定要求行為のうち、正当な理由なく有利・不利取扱い、守秘義務違反、法令・倫理違反等を求める行為で職員の公正な職務の執行を妨げることが明白である働き掛けを指すものとしている。

特定要求行為

①職員に対し、②その職務に関し、③特定の団体・個人を他者と比べて有利に扱う等特別の扱いをすることを求める行為

不当要求行為

特定要求行為のうち、①正当な理由なく職員に違法行為等を行うことを求める行為であって、②職員の公正な職務の執行を妨げることが明らかであるもの又は暴力行為その他社会的相当性を逸脱した手段により要求の実現を求めるもの

具体的に「特定要求行為」に該当するものと該当しないものの例を掲げると、例えば、心身障害者医療費助成制度において「身体障害者程度等級表の1級及び2級」が対象とされているところを「3級」も該当させることが制度としてより市民全体(障がい者全体)にとってより適切だ、という要望があったということであれば、「他者と比べて誰かを有利に取り扱う」ということではなく全体論であることから「特定要求行為」に該当しないが、「Aさんは手帳上は3級だが実質的には2級のようなものだ、準ずるものだ」として特定の者(単数の場合に限らない。)に対する異なる取扱いを求めるものであれば、「特定要求行為」に該当するということになる。

このような案件があれば、特定要求行為として報告義務が課されることとなるが、さらにこれが「暴力行為等」によりなされたものという判断がなされれば、「不当要求行為」であるということになる。

特定要求行為事例

【特定要求行為に該当するもの】

- ①減免要件に当てはまらないと説明しているにも関わらず、特定の者について市税等を特別に減免するよう求めること。
- ②守秘情報であり開示できない旨説明しているにも関わらず、自分にだけ特別に守秘情報を提供するよう求めること。
- ③特定の事業者について、正当な理由がないにも関わらず営業等を許可するよう求めること。
- ④入札の公正を損なうためできないことを説明しているにも関わらず、入札指名業者に加えてほしいと要求する こと。
- ⑤公正な職務のためできないことを説明しているにも関わらず、特定の者を職員に採用するよう求めたり、特定 の職員についての異動・昇任等人事上の取扱いを行うよう求めること。
- ⑥入所要件に当てはまらないと説明しているにも関わらず、特定の人を特別に施設等に入所させてほしいと要求すること。
- ⑦苦情・要望等について、その場で謝罪・説明し、了承いただいたもの、又は改めて対応や回答する必要のない もの(電話応対や面談等の段階で解決した事項を含む。)であっても、その内容が軽易とは言えず、一定の判 断をして要望者へ回答・説明等したものなど、記録を残すことが望ましいもの。

- (7) 不当要求行為 特定要求行為のうち、正当な理由なく次に掲げることを求める行為であって、職員の公正な職務の執行を妨げることが明らかであるもの又は暴力行為その他社会的相当性を逸脱した手段により要求の実現を求めるものをいう。
 - ア 特定のものに対して著しく有利な又は不利な取扱いをすること。
 - イ 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。
 - ウ 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。
 - エ 執行すべき職務を行わないこと。
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、法令に違反すること又は職員の職務に係る倫理に 反することを行うこと。

【解説】

- 1 この条例にいう「**不当要求行為」**は、第6号に定めた「特定要求行為」のうち、このアからオに掲げられているように、職員の公正な職務の執行を妨げることが明らかであるもの又は暴力行為その他社会的相当性を逸脱した手段により要求の実現を求めるものをいう。
- 2 上述のとおり「特定要求行為」のうちの一定のものを不当要求行為として定義することとした。

従前の大和高田市不当要求行為等の防止に関する要綱による「不当要求行為等」の定義は、

- ①暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為
- ②正当な理由もなく、職員に面会を強要する行為
- ③威圧的言動により職員に嫌悪の情を抱かせ、不当な要求を強要する行為
- ④正当な権利行使を装い、又は社会的相当性を逸脱した手段により機関紙、図書等の購入 要求又は工事計画の変更、工事の中止、下請参入要求、法外な補償等を不当に要求する 行為
- ⑤前各号に掲げるもののほか、庁舎等の公共施設の保全又は公共施設内の秩序の維持若し くは公務の執行に支障を生じさせる行為

をその対象として比較的具体的な相手方の行動内容を示していたところだが、素案における定義はむしろ相手方の行為によって実現される「要望内容」(職員の行動内容)に着目した構成としている。これは条例中に「相手方の行動内容」を列挙してしまうとそこに網羅されていない行動があった場合、網にかからないこととなり、範囲が狭まってしまうおそれがあることから、なるべく広い範囲のものをすくいあげやすくなる形を選択したものである。このため、基本的には従前の①~④はすべて網羅されると考えるが、⑤の「庁舎内において、

要望を言うことなく、単に暴れている」といった一般的な治安違反事例は含まれないこととなる。これについては、明確に刑法違反事例でもあることが明らかであり、かつ、庁舎管理規則違反ともなることから、通常の緊急事態として警察署に連絡するなどして対応を図ることとしてこの条例の適用範囲から除外した。

なお、このことに伴い、「不当要求行為等」の名称を「不当要求行為」と変更した。

3 素案においては、①職員の公正な職務の執行を妨げることが明らかであるものと②暴力行為その他社会的相当性を逸脱した手段により要求の実現を求める行為、の2つをその対象としているが、長岡京市、瑞穂市、石巻市では、条例の他の定義規定又は「①又は②に掲げるもののうち規則で定めるもの」と規則委任して規則に行動類型を限定列挙する方法をとっている。

これらの市においては定義することにより本市の現行の要綱同様に「行動内容」が列挙され、明確ではあるが、2のとおり逆に範囲を狭めてしまう可能性もあると考え、現行の案とした。

(職員の青務)

- 第3条 職員は、市民全体の奉仕者であることを深く自覚し、正当な理由なく一部に対して有 利又は不利な取扱い等不当な扱いをしてはならず、常に市民の立場に立って、公正に職務を 執行しなければならない。
- 2 職員は、自らの行動が市全体の信用に影響を及ぼすことを常に認識し、公私の別を明らかにするとともに、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。
- 3 職員は、職務の遂行に当たっては、法令を遵守し、不当な要求等に対してはこれを拒否する等きぜんとして対応しなければならない。

【趣旨】

この条は、市民の負託に応え、市民に信頼される市政を確立することを組織として取り組んでいくことを明確にするため、職務遂行に当たっての職員の責務を定めたものである。

【解説】

<第1項関係>

憲法第15条第2項において、公務員は国民全体の奉仕者であり、一部の奉仕者でないことを定めているが、職員が公務員として当然あるべき姿や職務執行上必要とされる姿勢を倫理原則として、本項で改めて規定したものである。

<第2項関係>

職員は、常に公私の別を明らかにし、公務員としての職務や地位を私的利益のため、又は自己の属する組織利益のために行使することは許されず、職務遂行に当たって常に市民及び社会一般の利益を考えながら行動すべきことを定めている。

<第3項関係>

不当要求行為を受け入れてしまうと、公正な職務の執行が妨げられるばかりではなく、市民 の市政への信頼を損ねることにもつながるため、きっぱりと断るなどきぜんとした態度で対応 しなければならないことを定めている。

(管理監督者の責務)

第4条 管理又は監督の地位にある職員(以下「管理監督者」という。)は、その職務の重要性を自覚し、部下職員の公正な職務の執行の確保に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

【趣旨】

この条は、公正な職務の執行を確保するための管理監督者の責務を定めたものである。

【解説】

前条において職員の責務を規定しているが、市の法令遵守については、当然管理監督者が中心となり管理監督の対象となる職員の法令遵守の取組みを支えていく必要があることから、それを具体的に明示したものである。

管理監督者に対して、自らの職務の重要性を自覚するとともに、部下職員が公正な職務を執行できる職場環境を確保できるよう努めるとともに、部下職員の行動については適切な指導監督を行うことを義務付けたものである。これは、前条の職員の責務に加え、公正な職務の執行についての部下職員に対する適切な指導を行うことを求めるとともに、より高い倫理観をもって行動することを求めるものである。

(任命権者の青務)

第5条 任命権者は、行政施策の説明及び公正な職務の執行の確保並びに法令遵守体制の確立 に資するよう、職員研修を実施し、本市に関係する事業者等への指導啓発を行い、体制の整 備その他必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

この条は、任命権者に行政施策の説明及び公正な職務の執行の確保並びに法令遵守体制の確立のための方策を講ずるよう求めるものである。

【解説】

- 1 「任命権者」については、第2条(定義)第3号の【解説】を参照のこと。
- 2 「本市に関係する事業者等への指導啓発」とは、特定要求行為が単に市を対象に行われる ものばかりではなく、行政の許認可権限や発注者としての優越的立場を利用して、事業者等 をも巻き込んで行われる場合もあるため、関係者に対して、市の方策を理解してもらうとと もに、適切な対応を求め、市と協力して、法令遵守を図り、特定要求行為を排除していく趣 旨である。

(市民等の責務)

- 第6条 市民等(市民その他市政に関わりのあるものをいう。)は、職員の公正な職務の執行 について理解し、協力するよう努めるものとする。
- 2 何人も、職員に対し不当要求行為をしてはならない。

【趣旨】

この条は、市民等に対し、公正な職務の執行について理解と協力を求めるとともに、不当要 求行為の禁止について定めたものである。

【解説】

<第1項関係>

市政における公正な職務の執行を確保するためには、まず、第一に職員が自覚を持って公正 な職務を執行することが必要であるが、それに加え、市民及び市政に関わりのあるものの御協 力、御理解をいただくことも必要であることから努力義務として規定したものである。

<第2項関係>

不当要求行為は、公正な職務の執行を阻害するものであることから、これを制限しようとするものである。

(公正職務審査会)

- 第7条 公益通報(以下「通報」という。)及び特定要求行為に関する調査、審査等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、大和高田市公正職務審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、委員3人で組織する。
- 3 委員は、法令に関し専門的知識を有する者及び学識経験者の中から市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の 義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができ る。
- 8 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることがない。
- 9 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する 事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、 調査及び審査をすることができない。
- 10 審査会の会議は、委員全員の出席をもって開催するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 11 審査会の会議は、非公開とする。ただし、審査会が必要と認める場合には、公開することができる。

【趣旨】

この条は、外部委員による公正職務審査会の設置及びその委員構成、身分、守秘義務などについて規定している。

【解説】

<第1項関係>

公正職務審査会(以下「審査会」という。)は、この条例に基づく公益通報及び特定要求行 為の報告に関して、調査、審査等を実施し、その結果に基づいて市長に意見を述べるなど重要 な任務を有しており、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関ではあるが、一 定の独立性を有した立場で任務を遂行する。

<第2項関係>

審査の公平性を保つため、また、公益通報の場合の通報の便宜を図るため、委員は3名とする。

<第3項関係>

審査会には、公益通報や特定要求行為の審査の際に違法性や不当性の判断が要求され、また、 守秘情報等を取り扱うため、委員には人格が高潔で社会的信望があり、法令に関し専門的知識 を有する者として、大学教授、弁護士、司法書士、行政書士等の学識経験者の中から市長が委 嘱する。

<第6項関係>

審査会が取り扱う具体的事案については、個人のプライバシーに関することなど秘密の保持 を要する場合が少なくないため、委員には、在任中はもとより、退任後についても秘密保持の 義務を定めている。

<第7項及び第8項>

審査会の独立性を維持するため、委員が正当な理由なく解嘱されることがないよう、どのような場合に解嘱されるかをあらかじめ規定している。

<第9項関係>

委員自らが利害関係を有する事案については、調査、審査等ができないことを規定している。

<第10項関係>

審査会の会議は、原則として委員全員の出席をもって成立するものとし、本項ただし書にい う「やむを得ない事情」には、前項の委員自らが利害関係を有する場合が含まれる。

<第11項関係>

審査会が取り扱う具体的事案については、公益通報者の保護に影響する情報や、個人のプライバシーに関することなど秘密の保持を要する場合が少なくないため、原則として非公開とする。ただし、通報された者が意見陳述を公開で行うことを希望する場合等、審査会が必要と認めた場合は、公開することができる。

(公益通報)

- 第8条 職員等は、通報の必要があるときは、規則に定める方法により、市長が規則で定める者(以下「通報受付者」という。)又は審査会に対し、通報することができる。
- 2 職員等は、通報する場合は、原則として実名により誠実に行い、この制度を濫用してはならないものとし、やむを得ず匿名により通報する場合には、当該通報に係る事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を示さなければならない。

【趣旨】

この条は、公益通報窓口を定めるとともに、公益通報は、その結果によっては被通報者の権利に大きく影響を及ぼすものであることから、制度の濫用を防ぐため誠実な通報を行うことを規定している。

【解説】

<第1項関係>

通報方法及び通報窓口(市長が規則で定める者又は審査会)を規定する。「規則に定める方法」「市長が規則で定める者」については、規則(案)第4条及び第5条で次のとおり定めることを予定している。

(規則で定める者)

- 第4条 条例第8条第1項の市長が規則で定める者は、企画政策部人事課長とする。 (公益通報の方法)
- 第5条 通報は、公益通報書(様式第1号)により、通報受付者又は大和高田市公正職務審査会(以下「審査会」という。)に提出して行うものとする。ただし、通報受付者又は審査会があらかじめ本文に規定される方法以外の方法を指定したときは、その方法によることができる。
- 2 通報受付者は、通報を受け付けたときは、審査会に対し、遅滞なく通知しなければならない。 (大和高田市政における公正な職務の執行の確保に関する条例(仮称)施行規則案)

<第2項関係>

制度の濫用を防ぐため、公益通報を行おうとする職員等は、できる限り確実な資料に基づき、誠実な態度をもって行うよう求められる。また、円滑な調査実施や通報者の保護を図るのに必要な措置を執るため、実名による通報を原則としている。ただし、公益通報制度の目的は、違法、不当な行政行為の早期発見、是正であるため、通報事実が確実にあると信ずるのに相当な根拠を示せる場合においては匿名でもできることとしている。

虚偽や不当な目的による通報行為は、その通報を行った者は本条例により保護されず、また、 守秘義務違反や名誉き損罪に該当する可能性もある。

公益通報制度について

- ・職員等の職務の執行において、法令違反行為等があった場合や法令違反行為等が生じるおそれがある場合、その事実を知り得ることのできる内部の者からの通報により、未然に防止あるいは早期に発見し、是正等の対策を執る。
- ・本制度を設けることにより、市政に関する違法・不当な事実を隠さないという基本姿勢を明確にし、より一層 の透明で適法かつ公正な市政運営を促進する。

(1) 通報の対象となる事実

職務の遂行に関する事実であって、法令に違反するもの、人の生命、身体、財産、生活環境に重大な損害を与えるもの

- ①職員の職務の遂行に関するもの(遂行すべき職務を行わないことを含む。)
- ②受託者等の役職員の受託事務等についての職務の遂行に関するもの(遂行すべき職務を行わないことを含む。)
- (備考) ア. 法令とは、法律、法律に基づく命令、条例、規則その他の規程をいう。(第2条第4号で定義) イ. 受託者等とは、本市の事務や事業を受託、請け負う者や公の施設の管理を行う指定管理者(市 が委託した事業に関して、受託事業者に法令違反行為等があった場合、市が責任を持って、是 正する必要がある。)をいう。

(2) 通報できる者

職員等(市職員(臨時職員を含む。)、受託者等の従事者)

- (備考) ア. 職員の職務に関する法令違反行為等は、基本的に内部の者が知り得ることであることから、通報できる者は職員、受託者等の従事者とする。
 - イ. 市民からの御意見等については、対象外。外部公益通報制度として各担当課や企画政策部広報 情報課で対応する。

(3) 通報の方法等

- ①受付窓口 通報受付者(人事課長)又は市外部に設置する審査会の委員に通報する。
- ②通報の方法 原則として実名、書面により行う。

(4) 公益通報に関する調査、必要な対策等

- ①審査会が公益通報を受けたときは、必要な調査及び審査を行う。
- ②審査会は、審査の結果当該通報どおりの事実があると認めるときは、是正措置等についての意見を付して市長等に報告する。
- ③市長等は、上記②の報告を受けた場合、速やかに審査の結果に基づいて必要な事実の確認を行うととも に審査会の意見を尊重し、法令違反行為等を是正し再発を防止するために必要な措置を講じ、市長は、 その概要を公表するものとする。
- ④審査会は、市長が正当な理由なく上記③の措置を執らないときは、これを公表することができる。
- ⑤調査結果等については、通報者に通知する。

(5) 公益通報者等の保護等

- ①市長等は、公益通報、法令違反行為等に関する調査協力を理由に通報者に対し不利益な取扱いをしては ならない。
- ②通報者は、公益通報、法令違反行為等に関する調査協力を理由に市長等から不利益な取扱いを受けたときは、通報受付者又審査会にその是正の申立てをすることができる。
- ③審査会は、上記②の申立てを受けたときは、必要な調査を行う。
- ④調査結果等については、通報者に通知する。
- ⑤市長等は、通報者が特定されるおそれがある情報は公開しない。

(6) 不利益を受けた者に対する取扱い

市長等は、公益通報に関する法令違反行為等がなかったこと等により不利益を受けた者に対し、不利益を回復するための必要な対策を執る。

(不利益取扱いの禁止等)

- 第9条 市長及び他の任命権者(以下「市長等」という。)は、公益通報者(以下「通報者」という。)に対して通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。
- 2 通報者は、通報したことによって不利益な取扱いを受けたと思料するときには、通報受付者又は審査会にその是正の申立てをすることができる。この場合において、通報者がそれ以後に受けた不利益な取扱いは、特段の理由がない限り、当該通報をしたことを理由としてなされたものと推定する。
- 3 市長等は、通報者を保護するため、通報者が特定されるおそれがある情報は公開してはならない。

【趣旨】

違法、不当な行政行為は許されるものではなく、本市における法令遵守を確保し、市民の生命、身体、財産、生活環境への侵害を防止していく観点から、公益のために通報する行為は、正当な行為として保護されるべきと考えられる。このことから通報を理由としていかなる不利益な取扱いも受けないことを保障するとともに、通報者が特定される情報を公開しないことを規定した。

なお、本市職員は、地方公務員法等においても身分保障や懲戒事由が法定されていることから、公益通報したことを理由として免職その他の不利益な取扱いを受けることはないものと考えられるが、こうした趣旨をより明確化するために本条に改めて規定するとともに、通報者が特定される情報の公開を行わない旨を規定している。

【解説】

<第1項関係>

この規定によって公益通報を行った職員は保護されるが、第2条第5号ただし書の規定により、ひぼう中傷等不正な意図又は感情をもって公益通報を行った職員は保護の対象とされず、場合によっては懲戒処分の対象となることもあり得る。

通報内容の客観的真実性は公益通報であるための要件としていないが、審査会の調査において不正な意図又は感情をもって行われた通報であると認められた場合には、通報者は保護されない。「不利益な取扱い」とは、通報者が市職員である場合、当該職員にとって不利益となる身分上及び勤務条件上の行政処分のほか、法律上の効果を有しない事実行為であって当該職員にとって不利益になるもの、例えば、重要な職務から排除する、必要な情報を与えないといった行為も含まれる。また、通報者が受託者等の従事者である場合は、市長等が市の業務から当

該通報者を排除するよう当該事業者に求めることなどが不利益取扱いに該当する。

<第2項関係>

通報後に受けた不利益取扱いは公益通報を行ったことを理由としてなされたものと推定されるため、そうではないことの立証責任は、市長を始めとする任命権者の側にある。

なお、通報者が市職員である場合、不利益取扱いに関する審査会への通報は、公平委員会への申立てを妨げない。

<第3項関係>

通報者の保護のため、通報者が特定されるおそれがある情報(氏名、メールアドレス、電話番号、所属、性別、年齢なども含む。)は、非公開とする。

(通報に係る審査会の職務)

- 第10条 審査会は、委員に通報の受付及びその調査を行わせることができる。
- 2 通報受付者及び審査会の委員は、通報を受けたときは、速やかに審査会に通知するものとする。
- 3 審査会は、前項の通知を受けたときは、当該通報の内容について速やかに必要な調査及び 審査を行うものとする。
- 4 審査会は、審査の結果、当該通報どおりの事実があると認めるときは是正措置等について の意見を付して、該当する事実がないと認めるとき又は調査を尽くしても当該事実の存否が 明らかにならないときはその旨を、市長等に報告するものとする。
- 5 審査会は、審査の結果を通報者に通知しなければならない。ただし、匿名の通報者又は通 知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。
- 6 審査会は、市長等が正当な理由なく次条第1項の措置を執らないときは、これを公表する ことができる。
- 7 前条第2項の是正の申立ての調査及び審査については、第1項から前項までの規定を準用する。

【趣旨】

この条は、審査会の公益通報に係る具体的任務として、職員等から公益通報を受けたときの調査及びその結果の市長等への報告、是正措置が執られなかった場合の公表について規定している。

【解説】

<第2項及び第3項関係>

通報を受けた通報受付者及び審査会の委員は、審査会に通知し、審査会がこれを受理し、調査が必要であると判断したときは速やかに調査を実施する。調査に当たっては、公益通報の対象となっている者に対して意見陳述の機会を与えるなど、慎重に行うことが求められる。審査会は、各委員の調査に基づいて速やかに審査を行う。ただし、不正な目的でなされた通報や明らかに違法、不当でない行政行為についての通報、通報者に説明を求めても内容が特定できないような通報については、受け付けないことができる。(規則(案)第6条第3項で規定する予定)

<第4項関係>

審査会は、審査の結果を市長等に報告する際には、違法行為等の存在又は不存在を認定した

理由を明らかにし、併せて市長等が行うべき措置、すなわち公益通報に係る違法行為の停止、 違法な状態の回復及び再発防止のために必要な措置について意見を付するものとする。

<第5項関係>

審査会は、審査結果については通報者に対しても通知するが、匿名の通報であった場合や通報者が通知を希望しない場合は、当該通知をしない。

<第6項関係>

市長等が、正当な理由なく違法な状態の回復及び再発防止のための必要な措置等を行わない ときは、審査会はその旨を公表することができる。公表の手段としては、審査会による記者発 表等が考えられるが、具体的な手段は審査会が選択する。

<第7項関係>

正当な公益通報をした者から、不利益な取扱いを受けたとの通報があった場合は、その取扱いをした者に対する原状回復など改善のための意見を付して市長等に報告することができる。 また、是正措置が執られないときは、審査会はその旨を公表することができる。

(公益通報の受付等)

- 第6条 通報受付者及び審査会の委員は、通報を受け付けたときはその旨を、受け付けないときはその旨 及び理由を、当該通報をした者(以下「通報者」という。)に対し、遅滞なく通知しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、匿名の通報者又は同項の通知を希望しない通報者に対しては、同項の通知は、行わない。
- 3 通報受付者及び審査会の委員は、通報に係る事実が次の各号のいずれかに該当するときは、当該通報者に対して理由を説明し、当該通報を受け付けないことができる。
 - (1) 他人に損害を与える目的その他不正な目的であることが明らかな場合
 - (2) 違法でないこと又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるものでないことが明らかな場合
 - (3) 通報者に通報の内容について説明を求めても、当該通報に係る行為を行った者又は当該行為の内容を把握できず、調査ができない場合

(大和高田市政における公正な職務の執行の確保に関する条例(仮称)施行規則案)

(通報に係る措置等)

- 第11条 市長等は、前条第4項の審査会の報告(前条第7項で準用する場合を含む。)を受けた場合は、速やかに審査の結果に基づいて必要な事実の確認を行うとともに審査会の意見を尊重し、違法行為等を是正し再発を防止するために必要な措置を講じるものとし、市長は、その概要を公表するものとする。
- 2 市長等は、前項に規定する場合のほか、通報者が通報をしたことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、速やかに改善又は防止のために必要な措置を講じるものとする。
- 3 市長等は、通報に係る事実がないことが判明した場合等で関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表等関係者の名誉を回復するため適切な措置を講じるものとする。

【趣旨】

この条は、審査会から公益通報に係る報告を受けた市長等が執るべき措置について規定している。

【解説】

<第1項関係>

報告を受けた市長等は、公益通報の調査結果に係る審査会の意見を尊重し、違法行為等の停止又は適法な状態への回復措置を執る。また、市長はその概要を公表する義務を負う。この場合、市長等は、審査会が既に通報に係る関係者から意見を聴いて確認が行われている場合を除いては、通報に係る関係者に意見陳述の機会を与えるなど、慎重な事実確認を行うものとする。

<第2項関係>

通報者の保護は、公益通報制度の信頼性の根幹をなす重要な点であるため、不利益取扱いに対しては、審査会からの報告、意見がなくても、他の任命権者だけでなく市長も状況に応じて必要な措置を講じるものとしている。

<第3項関係>

通報に係る事実の公表は、審査会による調査、市長等による事実確認等、慎重な手続を経た上で行われるが、万が一公表された事実に誤りがあり、通報に係る関係者等の名誉が害されたと認められるときは、市長等は適切な措置を講じて関係者等の名誉回復を図るものとする。

(特定要求行為への組織的対応)

- 第12条 職員(市長を除く。第3項において同じ。)は、特定要求行為があったときは、法 第13条の規定による平等取扱いの原則にのっとり、組織的に対応するとともに、当該行為 の内容等を記録し、管理監督者に報告しなければならない。
- 2 管理監督者は、部下職員から前項の規定による報告を受けたときは、部下職員の適法かつ 公正な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、前項の規定による記録に より次条に規定する大和高田市公正職務推進会議に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、職員は、不当要求行為があったと認められる場合であって、必要があると認められるときは、管理監督者への報告に代えて大和高田市公正職務推進会議への調査の依頼を行うことができる。

【趣旨】

この条は、第2条第6号で定義した特定要求行為を受けた場合に、公正な職務の執行を確保 するため、組織として執るべき対応を規定したものである。

【解説】

<第1項及び第2項関係>

職員に対して特定要求行為があったと認められるときは、地方公務員法第13条の規定による平等取扱原則にのっとり、①組織的に対応すること、②特定要求行為の内容等を記録すること、③管理監督者に報告することを義務付け、これに加えて、管理監督者には、④必要な措置を講ずること、⑤大和高田市公正職務推進会議に報告することを義務付けている。

- (1)組織的な対応及び管理監督者が行う必要な措置については、それぞれの職場において、 ①複数の職員等により、②組織として、③きぜんとした態度で対応することが求められる。
- (2)特定要求行為の内容等の記録は、その情報を組織で共有することにより組織としての適切な対応を徹底するためのものである。記録のための様式は、規則第3号様式に定める予定をしているが、記録をする際には客観的かつ正確に記録することとし、特に相手方の態様について記録する際には、例えば、「激こうした」「声を荒げた」「悲しそうに」といった表現は受け手の主観的な感情が入るため避けるようにし、「机を両手で2回たたいた」「うつむきながら聞き取りにくい小さな声で」など誰が見ても明らかな客観的事実を記録しなければならない。

また、当該記録は、管理監督者に報告し、管理監督者はそれを推進会議に提出することとなるが、公文書的手続として、記録した職員が所属部長までの決裁を受ける必要がある。

なお、記録する職員は、原則として、役職を問わず、特定要求行為を受けた職員本人とする。

<第3項関係>

職員は、職場内において不当要求行為があったと認められるにもかかわらず、記録や推進会議への報告がなされていないなど、不当要求行為対策制度上必要があると認められる場合においては、管理監督者への報告に代えて推進会議へ調査の依頼を行うことができることとした。この条例の施行後マニュアルの作成・配布や必要な研修を実施していくこととなるが、場合によっては一部の所属において不当要求行為対策制度について誤った理解をしているなどの理由により条例に基づく記録・報告がなされない場合が起きることも想定される。このような場合において、各職場における取扱いの均一化を図り、また、制度の趣旨を損なわないようにするため、推進会議への「調査依頼」制度を設けたものである。

なお、この調査の対象となるのは、不当要求行為があったと認められる場合であることに留 意が必要である。

なお、本条例は市の行政運営全般において公正な職務の執行を確保しようとするものであり、 条例で記録を義務付けている特定要求行為以外の要求・要望等についての記録を禁止するもの ではない。

地方公務員法

(平等取扱の原則)

第十三条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならず、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によって、又は第十六条第五号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によって差別されてはならない。

(公正職務推進会議)

- 第13条 職員の職務に係る法令遵守及び倫理の保持の体制整備を図るため、並びに市における不当要求行為を防止するとともに、市として統一的な対応方針等を定めることにより、市 民及び職員の安全と公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、大和高田市公正職務推進会 議(以下「推進会議」という。)を置く。
- 2 推進会議は、前条第2項の規定による報告の内容に関し、不当要求行為に該当するかどう かについて定期的に調査及び審査を行うものとする。
- 3 前項の規定によるもののほか、前条第2項の規定による報告のうち不当要求行為に該当すると認められるものがあるため推進会議に報告があったとき、又は同条第3項の規定により調査の依頼があったときは、推進会議は、速やかに必要な調査を行い、当該特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうかを審査しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

この条は、職員による庁内組織である大和高田市公正職務推進会議(以下「推進会議」という。)の設置について定めたものである。

【解説】

<第1項関係>

推進会議は、職員で組織され、前条第2項の規定による報告を受け、対応方針の協議や次条に規定する審査会への確認、不当要求行為に関する各部の情報交換などを行い、不当要求行為に対し、組織的、統一的に対応することを目的として設置されるものである。

<第2項関係>

推進会議は、この条例に基づく特定要求行為について作成された記録の報告を受け、不当要求行為に当るものがないか定期的に調査及び審査を行うこととした。この場合においては、審査を行う目までにあった報告について、明らかに不当要求行為に該当しないものとそれ以外のものに分類して行うものとする。

なお、調査に当たっては、特定要求行為を受けた職員とその管理監督者並びに関係する職員からの事情聴取により行うとともに、必要に応じて、関係書類の提出を求めるものとし、審査に当たっては、原則として、その調査の内容を記載した書面により行うこととするが、推進会議が必要があると認めた場合には、調査の場合に準じた方法(事情聴取等)により行うことができるものとする。

<第3項関係>

管理監督者からの報告において特定要求行為のうち不当要求行為に該当すると認められるものがあるとの報告があった場合、又は職員から不当要求行為があったと認められるとの調査依頼があった場合(緊急に組織内における体制又は全庁的な体制の構築が必要な場合)においては、前項の規定による定期的な調査及び審査を待っていては即時対応ができないことから、速やかに調査及び審査を行うこととした。

なお、調査及び審査の方法については、前項と同様である。

<第4項関係>

「推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める」とは、規則(案)第9条で次のとおり定めることを予定している。

(推進会議の組織)

- 第9条 大和高田市公正職務推進会議(以下「推進会議」という。)は、委員長、副委員長及び委員により組織する。
- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画政策部長をもって充てる。
- 4 委員は、前項に掲げる部長以外の部長級職員並びに企画法制課長及び生活安全課長をもって充てる。
- 5 前3項に掲げる者のほか、委員長が必要があると認めるときは、委員を臨時に選出し、又は推進会議に関係機関等の職員その他の者の出席を求めることができる。

(大和高田市政における公正な職務の執行の確保に関する条例(仮称)施行規則案)

(審査会への確認の要求等)

- 第14条 推進会議は、前条第2項及び第3項の規定による審査の結果、当該特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうかについて判断できないときは、審査会の確認を求めることができる。
- 2 審査会は、前項の規定による確認の求めがあったときは、速やかに必要な調査を行い、当該特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうかを審査し、推進会議に報告しなければならない。この場合において、審査会は、市長が行う措置について意見を述べることができる。

【趣旨】

この条は、推進会議が特定要求行為について審査を行った結果、不当要求行為に該当するかどうか判断できないときにおける審査会への確認の要求について定めたものである。

【解説】

<第1項関係>

推進会議が審査会に確認を求めることができるのは、①特定要求行為に関する管理監督者からの報告又は不当要求行為に関する職員からの調査の依頼があった場合であって、②推進会議が調査及び審査を行ったにもかかわらず、不当要求行為に該当するかどうかについて判断できないときである。

<第2項関係>

審査会が行う調査及び審査は、前条の規定により推進会議が行うものと同様であり、その調査に当たっては、原則として、特定要求行為を受けた職員とその管理監督者並びに関係する職員からの事情聴取により行うとともに、必要に応じて、関係書類の提出を求めるものとし、審査に当たっては、原則として、その調査の内容を記載した書面により行うこととするが、審査会が必要があると認めた場合には、調査の場合に準じた方法(事情聴取等)により行うことができるものとする。

(推進会議からの報告等)

第15条 推進会議は、第13条第2項及び第3項の規定による審査並びに前条第2項の規定による報告の結果、不当要求行為に該当すると認めるときは是正措置等についての意見を付して、該当しないと認めるときはその旨を、市長に報告するとともに、当該案件に係る管理監督者に対応方針の指示を行うものとする。この場合において、当該案件が第12条第3項の規定による調査の依頼によるものである場合にあっては、併せて当該依頼を行った職員に通知するものとする。

【趣旨】

この条は、推進会議又は審査会における審査の結果に関する市長への報告及び管理監督者への指示等について定めたものである。

【解説】

推進会議は、自らの審査又は審査会による審査結果の報告による結果について、次のとおり 市長に報告するとともに、その案件に係る管理監督者に対応方針の指示を行うものとする。

- (1) 不当要求行為に該当すると認めるとき 是正措置等についての意見を付けて市長に報告
- (2) 不当要求行為に該当しないと認めるとき 該当しない旨を市長に報告

また、その案件が職員による調査の依頼に基づくものであるときは、これらに加えて、その 依頼を行った職員本人に通知するものとする。

(不当要求行為に対する措置)

- 第16条 市長は、前条の規定により不当要求行為に該当するものがあるとの報告を推進会議 から受けたときは、速やかに報告に基づいて必要な事実確認を行うとともに、審査会から意 見があった場合にはこれを尊重した上で、当該不当要求行為を行った者に対して文書で警告 を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の措置を講ずる場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該不当要求行 為を行った者の氏名又は名称、警告の内容その他の事項について公表することができる。

【趣旨】

この条は、不当要求行為に対して市長が執るべき措置について規定したものである。

【解説】

<第1項関係>

市長は、推進会議から不当要求行為に該当するとの報告を受けたときは、速やかに必要な事実確認を行った上で文書で警告を行う等の必要な措置を講じるものとする。

<第2項関係>

警告によってもなお再発のおそれがある場合など市長が必要と認めるときは、不当要求行為を行った者の氏名又は名称、警告の内容その他の事項を公表することができることとした。この場合、市長は、推進会議又は審査会が既に意見を聴いて確認が行われている場合を除いては、不当要求行為を行ったとされる者に意見陳述の機会を与えるなど、慎重に事実確認を行うものとする。また、公表するのは市長が必要と認める場合で、例えば、同一人物による不当要求行為が繰り返し行われ、職員の公正な職務の執行に重大な支障が生じるおそれがあると認められるときなどである。

なお、本条例は、職員の公正な職務の執行を確保するために、特定要求行為を記録し、組織 として対応するという制度を設けているのであり、市に対して要望・要求をする行為を制限し たり、要望・要求を行った者をそれによって評価したり処罰したりすることを目的とするもの ではない。

(審査会への報告)

第17条 市長は、第12条第2項の規定による報告、同条第3項の規定による依頼及び前条 第1項の規定による措置の内容について、定期的に審査会に報告しなければならない。この 場合において、審査会は、当該報告の内容について、市長に対し、意見を述べることができ る。

【趣旨】

この条は、特定要求行為の報告、不当要求行為に係る調査の依頼及び不当要求行為に対する 必要な措置の内容についての審査会への定期的な報告及び意見聴取の制度について定めたもの である。

【解説】

特定要求行為及び不当要求行為に対するこの制度の運用状況について審査会に定期的に報告することにより、この制度が適正に運用されているかどうかの確認を受け、また、より適正な運用とするためにどのような取組みが必要かアドバイスをいただくことを目的としたものである。

審査会への報告が必要な案件は、次のとおりである。

- (1) 第12条第2項の規定による管理監督者から推進会議への特定要求行為に係る報告
- (2) 第12条第3項の規定による職員から推進会議への不当要求行為に係る調査の依頼
- (3) 第16条第1項の規定による市長による不当要求行為を行った者に対する措置

第4章 補則

(職員等の協力)

- 第18条 職員等、受託者、指定管理者及び出資団体等は、この条例の規定に基づき、市長等、 推進会議又は審査会が行う調査等に協力しなければならない。
- 2 前項の規定による調査等に協力をした者は、当該調査等において知り得た秘密を漏らして はならない。その職を退いた後も、同様とする。

【趣旨】

この条は、市長等、推進会議又は審査会が行う調査等への職員等、受託者、指定管理者及び 出資団体等の協力義務並びにその調査等に係る守秘義務について定めたものである。

【解説】

<第1項関係>

職員等、受託者、指定管理者及び出資団体等は、市長等、推進会議又は審査会からの聴き取り調査や資料提出などの依頼に協力しなければならない。ただし、その内容が個人情報や税に関する情報などの他の法令による守秘義務を課された情報である場合は、それぞれの守秘義務の均衡を考慮する必要があることに注意を要する。

また、職員等が審査会の調査・審査に協力する場合は、公務として取り扱うので、休暇を取得したり、職務専念義務免除の手続を取る必要はない。ただし、審査会への出席を求められたときは、出席する旨だけは上司に報告しなければならないことから、それを避けるために本人の判断で休暇を取得して出席することは差し支えない。

<第2項関係>

「秘密」とは、一般的に了知されていない事実であって、それを漏らすことにより一定の利益(公的なものか私的なものかを問わない。)の侵害になると客観的に考えられるものをいう。たとえ公務として出席した場合でも、審査会で何を聴かれ、どう答えたか、何についての調査であったかということについては、通報者の秘密にかかわるので、他の人に漏らしてはならないし、上司に報告する必要はない。

また、上司も審査会の内容については、出席者に報告を求めてはならない。

(運用状況の公表)

第19条 市長は、毎年1回、通報及び不当要求行為の件数並びにそれらの概要その他この条 例の運用の状況を取りまとめて公表するものとする。

【趣旨】

この条は、この条例に基づく公正職務執行確保制度の透明性の向上を図るため、この条例の運用状況を公表することを定めたものである。

【解説】

- 1 市長は、この条例の運用の状況を取りまとめ、毎年1回、広報誌「やまとたかだ」及び 大和高田市WEBページに掲載することにより公表するものとする。
- 2 公表する内容は、次のとおりとする。
- (1)公益通報の件数及び通報事実があった場合におけるその法令等の違反行為等の概要並びにこれに対する措置状況
- (2) 不当要求行為の件数及びその概要並びにこれに対する措置状況
- (3) その他必要と認められる事項

(規則への委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

この条は、この条例の施行に関する細目的事項について、規則に委任することを定めたものである。

【解説】

この規定による委任を受けて、「大和高田市政における公正な職務の執行の確保に関する条例(仮称)施行規則案」(平成23年規則第○号)の制定を予定している。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年〇月〇日から施行する。

(大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条 例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「政治倫理審査会の委員」の次に「、公正職務審査会」を加える。

別表第1中

Γ

政治倫理審査会の委員	日額	15,	000円	を

Γ

政治倫理審査会の委員	日額	15,	000円
公正職務審査会の委員	日額	15,	000円

に改める。

J

【趣旨】

この項は、この条例の施行期日を定めたものである。

【解説】

条例制定後、審査会委員の選定、市民等及び職員等への周知期間が必要となるため、施行日は、平成23年〇月〇日とした。